

明石市 高齢者肺炎球菌予防接種(定期接種)について

高齢者肺炎球菌予防接種券をお送りいたします。ご案内は生涯に1回のみとなりますので、予防接種を希望する方は、このリーフレット及び同封の予防接種券の内容をよくお読みのうえ、接種期間内に受けましょう。

接種期間

予防接種券に記載の1年間(対象者の誕生日等により異なります。)



対象者

次のいずれかに該当し、過去に肺炎球菌ワクチン(23 価)を接種したことがない明石市民

①満 65 歳の方

②満 60 歳以上 65 歳未満で心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有し、当該疾病単独で身体障害者手帳 1 級相当の方(身体障害者手帳の写または医師の診断書が必要)

※②の対象となる方は、事前に保健予防課へ予防接種券の交付申請が必要です。

接種費用(1人1回限り)

4,000 円 明石市指定医療機関(同封の予診票の裏面参照)で接種する場合

※生活保護世帯、市民税非課税世帯に該当する方は、次のいずれかの確認書類を明石市指定医療機関に提出することで無料になります。後からの返金はできませんので、必ず接種当日に書類をご提出ください。

無料対象確認書類	注意点
①明石市高齢者肺炎球菌予防接種費用にかかる免除決定通知書	・ <u>事前に保健予防課へお申し込みください。</u> ※電話、窓口、右の二次元コードから申し込み可。 
②生活保護受給証明書	・ <u>事前に担当ケースワーカーへお申し込みください。</u> ・ <u>接種日より3か月以内に発行したものに限り有効。</u>
③介護保険料の納入通知書(介護保険料額決定通知書)	・毎年 7 月頃に 65 歳以上の方へ市から送付される書類です。 ・ <u>介護保険料段階が1～3段階のものに限り有効。</u> ・ <u>接種日と同一年度の賦課情報のものに限り有効。</u> ※4～7月に接種する場合は前年度分でも可。 ・冬季のインフルエンザ予防接種の際にも確認書類として使用できますので、写しを提出し、原本は保管してください。

裏面も必ずご確認ください

お問い合わせ

明石市保健予防課 電話 078-918-5668 FAX 078-918-5584

〒674-0068 明石市大久保町ゆりのき通1丁目4番地の7 あかし保健所内

接種のながれ

明石市指定医療機関で接種する場合 (同封の予診票の裏面参照)

- (1) 医療機関に予約をしてください。
- (2) 当日、次の書類すべてと接種費用を持参し、
予防接種を受けてください。
 - ①同封の予防接種券
※切り取らずにお持ちください。
 - ②同封の予診票
 - ③マイナ保険証または資格確認書等の本人確認書類
 - ④生活保護世帯、市民税非課税世帯に該当
する方は確認書類

明石市指定医療機関以外で接種する場合

- (1) 必ず接種予定日の2週間以上前に、予防接種
実施依頼書等を保健予防課へお申し込みくだ
さい。
※電話、窓口、
右の二次元コードから
申し込み可。
- (2) 保健予防課より予防接種実施依頼書等を受け
取り、予防接種を受けてください。
※接種費用は医療機関により異なります。



*兵庫県内の一部の医療機関では、明石市指定医療機関と同じながれで接種できる場合があります。

該当の医療機関については、医療機関所在地の各市町へお問い合わせください。

加古川市地域医療課(079-427-9100) 高砂市健康増進課(079-443-3936)

稲美町健康福祉課(079-492-9138) 播磨町健康福祉課(079-435-2611)

上記以外の市町の医療機関で接種を希望する場合:明石市保健予防課(078-918-5668)

肺炎球菌ワクチン(23 価)の有効性

このワクチンは肺炎球菌が原因で起こる肺炎をはじめとする感染症を予防します。また、感染してしまった場合にもその重症化を防ぎます。(全ての肺炎を予防するものではありません。)

なお、ワクチンの成分が原因で、肺炎球菌による感染症を引き起こすことはありません。

接種してから免疫(抗体)ができるまで、平均で3週間ほどかかり、1回の接種で5年以上の免疫が持続すると言われています。

肺炎球菌ワクチン(23 価)の副反応

接種後の注射部位の痛み、腫れ、熱感、発赤が現れることがあります。また、筋肉痛、倦怠感、違和感、悪寒、頭痛、発熱等の症状が現れることがありますがいずれも2～3日で治まります。

その他、まれに、じんましんや呼吸困難などが現れることがあります。ご不安な点があれば接種前に医師にご相談ください。

予防接種による健康被害救済制度について

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、入院を要する程度の治療が必要になったり、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づき、健康被害の程度等に応じ医療費、医療手当、障害年金、死亡一時金等の給付金を受けることができます。

ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因によるものなのか等の因果関係を予防接種・感染症医療・法律等各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。